



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

今堀 克彦

1. はじめに

令和6年度の日本弁理士会副会長を務めさせていただいております、今堀克彦です。よろしくお願いいたします。

本年度は、「将来の安定性を確保するための礎を築きます！～築いてきた礎を次世代に継承する仕組みを整えます～」をスローガンに掲げてスタートしました。本稿の執筆の時点で2024年の年末を迎えるころとなっており、次世代に継承する仕組みをどのように形作るか意識しながら、日々会務に取り組んでおります。

私は、正担当として、中央知的財産研究所、九州会、弁理士推薦委員会、弁理士法改正委員会、産業標準委員会、知財活用検討委員会、総合企画政策委員会、知財・標準化一体的活用検討ワーキンググループ、事業棚卸しワーキンググループを担当しております。また、副担当として、国際活動センター、東海会、継続研修履修状況管理委員会、例規委員会、貿易円滑化対策委員会、不正競争防止法委員会、イベント開催ワーキンググループを担当しております。誌面の都合上、正担当の組織のみについてご報告申し上げます。

2. 会務報告

(1) 中央知的財産研究所

中央知的財産研究所は、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的としています（会令第27号「中央知的財産研究所規則」第2条）。

本原稿の執筆時には、「適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書とは－権利成立段階と権利成立後の両面から－」、「標識法を中心とした知的財産法上の現代的課題」、「知的財産と経済－技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯－」の3つの研究課題について、研究部会で議論が重ねられています。研究部会での成果が別冊パテント誌に纏められ、会員の皆様に有益な情報として届けられています。

(2) 九州会

九州会は、関東会、関西会、東海会に次ぐ規模を有する地域会であり、九州会の独自性を出したセミナーの企画及び運営等、活動が活発に行われています。また、九州経済産業局や内閣府沖縄総合事務局の知的財産室等との意見交換会を実施し、各行政機関との関係強化に努めています。

また、本年度5月に、依頼人のニーズに合った九州地域の弁理士を紹介するための弁理士紹介制度の運用を開始しました。

(3) 弁理士推薦委員会

外部の他の団体などから弁理士の推薦の依頼を受けた際に、推薦依頼要項に応じた募集を行い、適任の弁理士を推薦する活動を行っています。

弁理士推薦委員会を担当しておりますと、特許庁、裁判所、その他の外部団体から多くの弁理士推薦の依頼を受ける機会に触れることとなりますが、このことから弁理士が社会的に重要な場面で多く求められていることを実感

することができます。そして、本委員会は、その求めに対して適切な人材を選定し、日本弁理士会の代表として当該人材を推薦することになりますので、委員会での議論は非常に真剣なものになります。弁理士の職務を見つめ直す機会にもなり非常に有意義な委員会です。

(4) 弁理士法改正委員会

弁理士法改正委員会では、直近の弁理士法改正への対応や、今後の弁理士法改正のために必要な調査研究等を行っています。

本原稿の執筆時には、「知的財産制度及び弁理士制度の発展に向けた弁理士法改正への取り組みに関する検討(中長期的な取り組みを含む)」という審議委嘱事項に関して、農水知財及び特許出願の非公開制度に関する中間報告を取り纏めるとともに、関係附属機関・委員会等に対して弁理士法改正に向けて必要な情報の収集をお願いしています。今後は、イノベーション拠点税制への弁理士の関与等について検討を重ねていく予定です。

(5) 産業標準委員会、知財・標準化一体的活用検討ワーキンググループ

産業標準委員会は、産業標準に関する調査、研究、検討、産業標準にかかるビジネスの企画、研究、これらに関する、関係官庁、諸団体等への対処、調査研究成果物の内外への発表、を行っています。「標準化」は企業内で取り扱われるため、本委員会には企業所属の会員や、企業で標準化作業に従事された経験をお持ちの会員が比較的多く所属しています。他の実務系委員会とはやや異なる視点から知的財産と向き合うことになり、非常に興味深く感じます。

また、本委員会に関連して、知財・標準化一体的活用検討ワーキンググループが設置されており、その設置目的は、「日本型標準加速化モデル」の実現に向け、弁理士及び日本弁理士会が貢献できる事項につき、検討及び提言を行うことに関連し、執行役員会が実施する関係各所との折衝その他の手続等の支援を行うこととなります。特に、経済産業省の標準化部門との折衝が多くなり、その中で日本弁理士会及び会員弁理士の標準化への一層の取り組みへの期待を感じております。

次年度4月には、日本として標準に関する国家戦略の策定が予定されており、標準の重要性がより広く認識されるとともに、企業の事業において、標準と知財との好適な活用が今後更に求められていくものと期待されます。そのような未来に対応できる弁理士人材の育成が、本委員会の活動目標でもあります。

(6) 知財活用検討委員会

知財活用検討委員会は、知財の紛争処理を含む知財活用に関する政策提言や調査、研究を職務権限とする委員会です。本年度は、知財訴訟における効果的な訴訟進行に関する検討と、知財訴訟以外の知財紛争処理システムに関する検討を行っており、今後、知財高裁との意見交換も実施予定です。

また、当委員会の職務権限には、「日本知的財産仲裁センター事業を支援するための措置を講ずること」が含まれています。日本知的財産仲裁センター(JIPAC)は、日本弁理士会と日本弁護士連合会とが共同運営する組織であり、その共同運営を日本弁理士会側からサポートするのが本委員会の役目となります。JIPACに関してはJPドメイン紛争の解決機能も有しており、更にドメイン紛争に関し扱える領域の拡張を検討しているところです。

(7) 総合企画政策委員会

総合企画政策委員会は他の委員会と若干異なった職務権限を有しており、それが「他の委員会に属さない日本弁理士会会務全般に関する事項の調査研究並びに審議立案」というものになります。この職務権限にあるとおり、「他の委員会に属さない日本弁理士会会務全般に関する事項」が本委員会の活動対象ですので、言い換えれば、非常に幅広い検討を求められる委員会とも言えます。

本年度は、弁理士報酬に関する実態調査とその適正化のための情報公開等の検討、弁理士の社会貢献活動への参加促進の検討、会員の弁理士業務への適正対応に必要な、日本弁理士会の組織的な方策の検討、弁理士法人への出資に関する検討、会員の有料マッチングサイトの利用に関する検討を行っています。これらの検討事項は、法によ

り専権が付与されている弁理士がどうあるべきか等、弁理士として非常に本質的な検討を要するものになります。そのため、本委員会での検討は白熱した議論が重ねられています。

(8) 事業棚卸しワーキンググループ

事業棚卸しワーキンググループは、日本弁理士会が実施する事業を定期的に見直す仕組みを導入することにより、中長期にわたる事業全体をより効率的かつ効果的なものとし、持続可能で安定した日本弁理士会組織を構築するために設置されたものです。

本年度は、昨年度までに検討、策定した棚卸しルールに従って、6つの附属機関の昨年度の事業結果に対して棚卸し作業を行いました。当該棚卸し作業の結果を踏まえて、棚卸しルールをブラッシュアップしていくとともに、将来的には、次年度会務検討委員会との連携を通して持続可能な事業策定を予定しています。

3. おわりに

副会長の任期も、早いもので残り少なくなりました。引き続き、知的財産制度の発展、並びに日本弁理士会の発展のために、全力を尽くしてまいりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。